

受領時刻 午前 午後 時 分

婚姻届

令和 年 月 日届出
鹿兒島県 鹿屋市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	鹿兒島県 鹿屋市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

記入の注意 ※鉛筆や消せるボールペン等で書かないでください。

- ◎この届は、時間外・土・日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直がお預かりしますが、書類審査ができませんので、事前(市区町村役場の執務時間中)に戸籍担当係で届書の記載内容の確認をしておいてください。)
- ◎届書は一通で結構です。
- ◎この届書を本籍地でない市区町村役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。あらかじめ用意してください。
- ◎外国人と婚姻するときは、必要書類がありますので、事前に市区町村役場へお問い合わせください。

◎証人は当事者以外で成年に達した「2名」を必ず要します。
◎署名は必ず本人が自署してください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
本 籍	

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 来庁せず <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 来庁せず <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
使者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 来庁せず <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ()
送付	年 月 日
確認	通知

夫 になる 人		妻 になる 人	
(よみかた)	氏 名	氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所 (住民登録をして いるところ) (よみかた)	世帯主 の氏名	世帯主 <input type="checkbox"/> 同左 の氏名	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	番地 番	番地 番	番地 番
父母及び養父母 父母との続き柄	父 母	父 母	父 母
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	氏	氏	氏
同居を始めた とき	年 月 日	年 月 日	年 月 日
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻	夫 妻	夫 妻
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届 出 人 (※押印は任意)	夫 印	妻 印	
事件簿番号			
定住日	夫 年 月 日	妻 年 月 日	
連絡先	夫 電話 () 方	妻 電話 () 方	

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ ◎実父母の氏名を書いてください。

→ □には、はまるものに☑のようにしるしをつけてください。「夫の氏」または「妻の氏」いずれかを必ず書いてください。(外国人との婚姻を除く)
☑の氏の場合は外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。
◎新本籍は、届出時に実在する土地の地番を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

→ ◎署名は必ず本人が自署してください。

ご持参いただくもの

- ◎本籍地でない市区町村役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書
- ◎届出に來られる方の運転免許証等の証明書(本確認のため必要)
- ◎未成年者が婚姻するときは、実父母(養子の場合は養父母)の同意書
- ◎届出により氏に変更がある方は、マイナンバーカード、住民基本台帳カード
- ◎国民健康保険証(加入されている人)

—住民異動届について—
◎婚姻届によって、住所等の変更はしません。住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転出届・転居届・世帯主変更届)の手続きが必要となります。
※市外からの転入の場合は、旧住所地の市区町村役場から「転出証明書」を取り新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。
執務時間外及び土・日曜日や祝日の住民異動届は受付できませんので、後日手続きを願います。その際は、マイナンバーカード、住民基本台帳カードをご持参ください。



提出用